抗告訴訟に関するアンケート

**《 アンケート用紙 》**

【回答者】ご所属 　　　　お名前

**Ｑ1**　北海道百年記念塔は、道民の精神的シンボル、先人への感謝と慰霊を捧げるモニュメントとして、民間組織である建設期成会が道民の寄付を受けて建立し、道に寄贈したものです。このような性格を持つ行政財産の解体破棄であっても、裁判所は「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定するものではない」から、解体は行政の「処分」ではない、として訴えを退けました。その判断は妥当でしょうか？

① そう思う ②そう思わない　③どちらとも言えない ④ わからない　⑤その他（下記記入）

**Ｑ2**　北海道開拓の象徴として建立された百年記念塔が解体撤去されることで、将来的には国の重文にもなりうる建築文化資産を失い、少なくない道民が大きな喪失感をもっています。しかし、裁判所は記念塔解体による価値の損失を「事実行為による反射的、間接的な影響にすぎない」と検討の対象から外しました。その判断は妥当でしょうか？

② そう思う ②そう思わない　③どちらとも言えない ④ わからない　⑤その他（下記記入）

**Ｑ3**　行政訴訟における「差止めの訴え」は平成16年の行訴法改正で設けられたものですが、その意義は「国民の権利利益のより実効的な救済手続きの整備」となっています。個別事件の司法判断においても、特に平成16年改正で設けられた条項は、国民の権利利益のより実効的な救済の理念に即して解釈されるべきと考えますが、いかがでしょうか？

① そう思う ②そう思わない　③どちらとも言えない ④ わからない　⑤その他（下記記入）

**Ｑ4**　本件では、訴訟要件（原告適格）と本案要件（行政庁の行為の違法性）を分離して審理がすすめられましたが、失われるものが文化的歴史的価値の高いモニュメントであれば、訴訟要件の可否を判断する上でも本案要件もあわせて審理すべきだったと考えますが、いかがでしょうか？

② そう思う ②そう思わない　③どちらとも言えない ④ わからない　⑤その他（下記記入）

**Ｑ5**　本件で裁判所は原告適格を限定しました。情報を独占し、マスコミ等にも強大な影響力を持つ行政は、「誰のものではないが、みんなのものである」歴史的価値・文化的価値の高い行政財産であっても、直接の利害関係者が訴えを起こさないかぎり、恣意的処分が可能となります。この法的エアポケットについて、主観訴訟の原則を踏まえつつも、司法救済の道を検討することは現代の司法に求められていると考えますが、いかがでしょうか？

③ そう思う ②そう思わない　③どちらとも言えない ④ わからない　⑤その他（下記記入）

**Ｑ6**　その他この件についてご意見ご感想等お寄せください。

アンケートは、①ファックス：050-3156-0128

②スキャン添付ファイルの　qa@100nenkinentou.fun 　宛電子メール

③回答専用フォーム　http://www.100nenkinentou.fun/index/enquete.html

④同所格納のワードファイルの添付

⑤下記住所への郵送　にて受け付けます。（1月20日まで受付）

【問い合わせ先】〒004-0055札幌市厚別区厚別中央5条4丁目12-1-102

北海道百年記念塔を守る会事務局　電話：050ｰ8885ｰ7488（担当海堂）

メール：info@100nenkinentou.fun　ウェブ：http://www.100nenkinentou.fun